

## 令和7年度 10月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和7年10月7日（火）午前9時  
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 4人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	13番	城野 信彦	出席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	出席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	出席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	出席	17番	松尾 和明	欠席
6番	吉丸 広泰	出席	18番	江越 博則	出席
7番	山崎 清邦	欠席	19番	福田 安信	出席
8番	綾部 勝年	出席	20番	橋本 礼子	欠席
9番	寺田 一義	出席	22番	北原 正也	欠席
10番	古村 正典	出席	23番	中島 正則	出席
11番	宮原 史己	出席	24番	岡 龍道	出席
12番	太田 幸代	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (5件)

報告第2号 農地法第4条及び第5条制限除外について (5件)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (2件)

議案第2号 農地利用集積等促進計画の公告について (一括契約)  
委員会意見決定分 (10件)

議案第3号 農地利用集積等促進計画の公告について  
(所有者・機構間契約) (機構・受け手間契約) 委員会意見決定分 (2件)

議案第4号 農業振興地域整備計画 (農用地利用計画) について  
意見書提出分 (6件)

その他

## 事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、只今より令和7年10月の農業委員会総会を開催します。現在の出席委員は16名、よって「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は2名で〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより、欠席の連絡がっております。〇〇番の〇〇委員さんよりは少し遅れるとの連絡がっております。

会長よりお願いします。

## 会 長

皆さん、おはようございます。

いよいよ稲刈りの時期となり、今日から「ひなたまる」の荷受けとなっております。秋の農繁期に入りますと、高齢の委員さんもおられますし、暑い日もまだまだ続くようですので、体には十分注意をして、農作業をして頂きたいと思っております。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第2号 農地法第4条、第5条制限除外について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

議案第3号 農地利用集積等促進計画の公告について

（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）

議案第4号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

## 議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

## 議 長

議事に入りたいと思っております。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 5件

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号1農地法第5条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号1農地法第5条担当委員条制限除外について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議長

担当地区委員より補足説明をお願いします。

〇〇委員

9月26日に担当委員と事務局で現地確認にいきました。  
特段問題はないかと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号1で質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号2農地法第5条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号2農地法第5条制限除外について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明。

議 長

担当地区委員より補足説明をお願いします。

〇〇委員

9月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回は鉄塔の解体ということで、報告第2号1議案の受人会社とは違いますが、何ら問題はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告2号2で質疑のある方は挙手をしてをお願いします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号3農地法第5条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号3農地法第5条制限除外について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明。

議 長

担当地区委員より補足説明をお願いします。

〇〇委員

現地確認を行いました。皆様に異議はないかと思われます。

よろしく審議をお願いいたします。

議 長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号3で質疑のある方は挙手をしてをお願いします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号4農地

法第5条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号4農地法第5条制限除外について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明。

〇〇委員

前議案と同様の九州電力関係の申請です。問題はないかと思われ  
ます。よろしく審議をお願いいたします。

議 長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号4で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

事務局

報告第2号1—報告第2号4の補足説明及びお知らせ

〇〇委員

鉄塔の建替え、電線の張替え周期は何年位であるもの  
でしょうか。

〇〇委員

九電の方に聞いたところ、鉄塔の中に錆が出ているため塗装し直すもので何年もつとは言えないといわれた。

〇〇委員

九電さんが、定期点検する中で建替えをする必要があると判断されたときと  
考えていわけですね。

議 長

他に質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号5農地法第4条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (高島)

報告第2号5農地法第4条制限除外について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明。

〇〇委員

9月26日に事務局と現地確認を行いました。  
場所は江口の西大島地区になります。以前総会でイチゴの観光農園で承認をうけた土地になります。目的は収穫したイチゴを選別し箱詰めしたものを出荷するまでの一時保管するプレハブを設置するというものです。期間は7ヶ月間で周囲に影響を及ぼすことはないと思われます。  
よろしく審議をお願いいたします。

議 長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号5で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月26日に事務局と現地確認を行いました。  
国道34号線沿いの〇〇斎場を南にはいり旧国道の南側になります。申請地の北側も前々回の総会で承認をうけ宅地開発がされており、周辺をほぼ宅地で固められており、農地として維持するのは難しいかと思われますし、周辺の農業に影響はないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第1号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月26日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は近くに工場があり両サイドには住宅が建っています。特段問題はないかと思われます。上水道は来ていますが下水道は来ておらず合併浄化槽です。そばの中学校付近には建売住宅が何軒も建っており手前に道路がありますが他の地区に行くには若干寂しい場所です。見守り隊も立たれており、その点も含めて家が建つことは良いことかなと思います。

よろしくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号農用地利用集積等促進計画の公告について（一括）事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農用地利用集積等促進計画の公告について（一括）事務局より説明をする。

審議件数 貸借権 10件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第2号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので議案第2号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第3号農地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約）、（機構・受け手間契約）事務局より説明をする。

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので議案第3号計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月26日に事務局と現地確認を行いました。

近くに住宅地があるようですが道路も通っているし、排水路もあるため特段問題はないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が事業用資材置場とされており、申出人が周囲に居住する者で業務上必要な施設であり、西分区の集落に接続して設置されている施設であることから、関係機関との協議、調整手続きが適切に行われれば、農地法の許可基準を備えていることから、追認での手続きではあるが、除外はやむを得ない。

なお、周辺農地があることから継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第4号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号1については、決定された意見を付して、町長に送付しま  
す。

続きまして、議案第4号2農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局よ  
り説明をお願いします。

事務局

議案第4号2農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外  
する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断さ  
れる農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月26日に事務局と現地確認を行いました。

場所は石貝地区の外側になります。住宅を建てるのには問題はないかと思われ  
ますが、そこまでに行く道路の幅が3mもなく狭く車の離合は無理です。でも今  
までに車の事で問題が起きたことはないと思います。雨水については、どうし  
ても地下浸透になるので、今のように戸数が少ないと良いのですが、家が建  
つてくると近年の雨の状況では厳しいのではないかと思います。区長、近隣の  
住民のかたが同意してありますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業受益地内の農地であり、かつ概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地に該当すると判断される。

申出の目的が住宅用地で、石貝地区の集落に接続した場所であることから周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周辺に耕作する農地があることから、特に雨水排水については適切な施工を行い、影響を及ぼすことがないように土地利用計画の策定を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

〇〇委員

浸透柵とはどんなものなのですか。

事務局

技術の専門家ではないのではっきりしたことは言えませんが、地下に浸透させる施工です。

議 長

次の転用申請時に具体的な案を付けてもらいたいと思います。

他に意見が無いようですので採決に移ります。

議案第 4 号 2 ついて、「 農振除外意見 」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 4 号 2 ついては、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第 4 号 3 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

先月26日に現地確認を行いました。

中原小学校本校舎の北側にある小学校の放課後児童クラブの駐車場が手狭になってきたための駐車場としての申請です。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が中原小学校の施設用地であることから、土地収用法第3条第21号の施設に該当すると判断されることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周辺農地があることから継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。

ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第4号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月26日に現地確認を行いました。

申請目的は住宅地です。申請地は老人保健施設旧「〇〇〇〇」現「〇〇〇〇」の北側に位置し、申請地の西側に寒水川が流れています。寒水側の西側も先々月に住宅地として申請がされております。現状としては管理はされているため草が覆っていることはありませんが耕作はされておられません。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

道はあるのでしょうか。

〇〇委員

手前の方が開発されているため道はあります。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は特定土地改良事業である国営、県営かんがい排水事業及び水資源機構事業の受益地内農地であるが、市街化の傾向が著しい区域に近接し、J R 中原駅から 500m 以内に位置する第 2 種と判断される農地と概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種と判断される農地が混在している。

申出の目的が住宅用地で、姫方地区の集落に接続して設置されることから農地法の許可基準を備えているため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、申出地東側には営農を継続する農地があることから、支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第 4 号 4 ついて、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 4 号 4 ついては、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第 4 号 5 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号 5 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

先月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は中原エリアと鳥栖エリアの分岐点になります。周辺は水田で申請地の面積は約 2 町程度ですが、現地確認のおり大型トラックが入ってくる事での水田への影響として侵入路の問題がでました。また用水路への対応がどうなるのかとの意見も出ました。よろしくご審議をお願いします。

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

これは三養基土地改良区でも問題点に取り上げられ、申請地の南側に農道がありますが、北側の公道を利用し農道は一切使用しないとの意見書が出されるようになっていきます。

事務局

今から述べる事務局の意見案として〇〇委員さんが言われてある意見を組み込みたいと思います。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営かんがい排水事業及び水資源機構事業受益地内の農地であり、第 1 種農地に該当すると判断される。

申出の目的が米倉庫、精米工場、事務所で農産物の集荷、調整、貯蔵及び出荷の用に供する施設であることから、関係機関との協議、調整手続きが適切に行われれば除外はやむを得ない。

なお、周囲に農地があることから継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。

特に、農業用排水として利用される水路に関しては、関係機関及び関係者との十分な協議を行い了承を得ること。

また、申出地南側の道路は農業の用に供するための農道であることから、農繁期、農作業時のトラブル、事故等が特に懸念される。よって、開発工事中及び事業稼働後も絶対に通行は行わないこと。事業地への侵入路に関しては、県道 31 号（佐賀川久保鳥栖線）を経路とし車両の運行を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

〇〇委員

ここに限ったことではないのですが、〇〇委員さんが言われたように、大きな工事が入ると農道のアスファルトは薄くかなり痛むと聞いておりますので、権限があるのかしりませんが意見として付け加えて頂きたいと思います。

議 長

他に意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第4号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第4号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局（田中）

議案第4号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月26日に現地確認を行いました。

申請地は中原公園グラウンドの南側になります。これも先ほどの福糧の議案の問題点と一緒に、周辺に農地がまだあり、大型トラックが当然入って来ることでの同じような問題点の解決策、また、用水路もかなりありますので、その確保等も必要であると感じました。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営かんがい排水事業及び水資源機構事業受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が土地開発公社が行う工業団地用地であり、農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進することと併せ、農業従事者の雇用に寄与することを目的として法定化されている「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に基づき、国及び県との協議が整えば除外はやむを得ない。

なお、申出地南側には耕作中の農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。

特に、雨水排水による影響は十分に確認を行い、適切な排水が実施されるよう関係者と十分な協議を行った上での土地利用計画とすること。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号6について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号6については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

① 中間管理事業に関する Q&A について

議 長

11月の総会は11月7日（金）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、11月7日（金）実施するということで確認いたします。

また、来月分の現地調査は10月21日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで10月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 12 番

議事録署名人 13 番